

# 行政処分・申請等の標準処理期間

平成 29 年 10 月 6 日

健康生きがい部介護保険課

(注) 郵送で行われるものについては、郵送期間は含みません。

行政処分・申請等の名称	適用法令	標準処理期	審査基準
介護保険料の徴収猶予及び減免申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・板橋区介護保険条例第 18 条、第 19 条</li> <li>・板橋区介護保険条例施行規則第 21 条、第 22 条の 2</li> <li>・板橋区介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務処理要綱</li> </ul>	3日 決定は介護保険料の賦課決定後 ※1	1. 災害等により損害の程度が当該財産の3割以上の被害、または床上以上の浸水被害を受けたとき 2. 実収入月額と基準(生活費生活保護基準額の 115 / 100)を対比し、保険料充当額が保険料賦課額の未到来額の月割額に満たない状態になったとき 3. 上記に類する事由があったとき
介護保険料減額申請・同更新申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・板橋区介護保険条例第 19 条の 2</li> <li>・板橋区介護保険条例施行規則第22条</li> <li>・板橋区介護保険料の生計困難者減額に関する事務処理要綱</li> </ul>	5日 決定は介護保険料の賦課決定後 ※1	1. 世帯全員の住民税が非課税であること 2. 当該年度の介護保険料の所得段階が、第2段階・第3段階であること 3. 介護保険料を滞納していないこと 4. 本人及び世帯員が、居住用以外に土地、建物を所有していないこと 5. 住民税課税者に扶養されていないこと 6. 世帯の年間収入額及び預貯金額が、基準額以下であること
第三者行為による被害届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第 21 条第1項</li> </ul>	1日	
介護保険居宅サービス計画作成依頼届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法施行規則第 64 条、第 77 条</li> <li>・板橋区介護保険条例施行規則第 12 条</li> </ul>	1日	
介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法施行規則第 75 条、第 94 条</li> <li>・板橋区介護保険条例施行規則第 11 条</li> </ul>	※2 約45日	厚生省告示第 95 号 住宅改修の種類
介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費支給申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法施行規則第 71 条、第 90 条</li> <li>・板橋区介護保険条例施行規則第 11 条</li> </ul>	※2 約45日	厚生省告示第 94 号 福祉用具の種類

# 行政処分・申請等の標準処理期間

平成 29 年 10 月 6 日

健康生きがい部介護保険課

(注) 郵送で行われるものについては、郵送期間は含みません。

行政処分・申請等の名称	適用法令	標準処理期間	審査基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険居宅介護(支援)サービス費支給申請</li> <li>・介護保険特例居宅介護(支援)サービス費支給申請</li> <li>・介護保険居宅介護(支援)サービス計画費支給申請</li> <li>・介護保険特例居宅介護(支援)サービス計画費支給申請</li> <li>・施設介護サービス費支給申請</li> <li>・特例施設介護サービス費支給申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第 41 条、第 46 条、第 53 条、第 58 条、第 66 条</li> <li>・板橋区介護保険条例施行規則第 11 条</li> </ul>	3日	<p>介護保険法第 41 条・46 条・47 条・53 条・58 条・66 条 介護保険法施行規則第 99 条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要介護(支援)認定を受けた被保険者が都道府県知事が指定するサービス業者から居宅サービスを受けたとき</li> <li>2. 要介護(支援)認定を受けた被保険者が都道府県知事が指定する居宅介護支援事業者から居宅介護支援を受けたとき</li> <li>3. 保険料を滞納している第1号被保険者である要介護被保険者等が1年間介護保険料を納付しない場合</li> </ol>
介護保険標準負担額減額認定申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法施行規則第 79 条の2・3</li> <li>・板橋区介護保険条例施行規則第 13 条</li> </ul>	7日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民税世帯非課税</li> <li>2. 要保護者であって標準負担額について減額されたならば、生活保護を必要としない状態のもの</li> <li>3. 生活保護受給者</li> <li>4. 預貯金額が単身 1,000 万以下(夫婦は合計 2,000 万以下)</li> </ol>
介護保険利用者負担額減額・免除等申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法施行法第 13 条</li> <li>・板橋区介護保険条例施行規則第 14 条</li> </ul>	10日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 旧措置入所者</li> <li>2. 住民税世帯非課税</li> <li>3. 老齢福祉年金受給者</li> <li>4. 生活保護受給者</li> <li>5. 前記2, 3, 4以外の者</li> </ol>

# 行政処分・申請等の標準処理期間

平成 29 年 10 月 6 日

健康生きがい部介護保険課

(注) 郵送で行われるものについては、郵送期間は含みません。

行政処分・申請等の名称	適用法令	標準処理期間	審査基準
介護保険特定負担額減額認定申請	・介護保険法施行法第13条 ・板橋区介護保険条例施行規則第14条		厚生省令第64号 1. 旧措置入所者 2. 住民税世帯非課税 3. 老齢福祉年金受給者 4. 生活保護受給者
介護保険減額等認定証再交付申請	・板橋区介護保険条例施行規則第13条・第14条・第16条	2日	厚生省令第25号 既に標準負担額減額認定証、利用者負担額減額・免除等認定証、特定標準負担額減額認定証の交付を受けている者
介護保険負担額・特定標準負担額差額支給申請	・介護保険法施行規則第79条の5 ・板橋区介護保険条例施行規則第15条	※2 30日	認定証を介護保険施設に提示できなかったために減額しない標準負担額を支払った要介護被保険者についてその提示できなかったことがやむをえないものと認められる場合
介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請	・介護保険法第51条、第61条 ・介護保険条例施行規則第11条	※2 45日	1. 生活保護受給者 2. 住民税世帯非課税 3. 一般及び現役並み所得者それぞれに設けられた上限額を超えた利用サービス費が発生した場合
介護保険住所地特例適用・変更・終了届	・介護保険法第13条 ・介護保険法施行規則第25条 ・板橋区介護保険条例施行規則第4条	1日	
介護保険に係る個人情報提供申請書兼承認書	・板橋区介護保険に係る指定居宅介護支援事業者等に対する個人情報の提供について	1日	1. 被保険者等から支援事業者等の届出が区に提出されていること 2. 申請書兼承認書、依頼項目書に記載不備がないこと 3. 介護支援専門員登録証明書又は身分証明書を提示すること 4. 同一の事業者からの提供依頼件数が著しく多数でないこと 5. 時間外の提供依頼でないこと
介護保険被保険者証等交付(再交付)申請	・介護保険法第12条 ・介護保険法施行規則第27条 ・板橋区介護保険条例施行規則第5条	1日	1. 第1号被保険者で被保険者証の交付を受けている者 2. 第2号被保険者で被保険者証の交付を求める者
住宅改修支援事業等に関する助成金支給申請	・東京都介護保険予防・生活支援事業実施要綱 ・板橋区住宅改修支援事業等実施要綱	※2 45日	居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員が居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対し住宅改修の理由書を作成した場合
登録申請	・東京都板橋区基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則第4条	最長62日	厚生省令第37号、第38号 1. 人員に関する基準 2. 設備に関する基準 3. 運営に関する基準

# 行政処分・申請等の標準処理期間

平成 29 年 10 月 6 日

健康生きがい部介護保険課

(注) 郵送で行われるものについては、郵送期間は含みません。

行政処分・申請等の名称	適用法令	標準処理期間	審査基準
登録事項変更届	・東京都板橋区基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則第8条	最長62日	
事業廃止(休止・再開)届	・東京都板橋区基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則第9条	最長62日	厚生省令第37号、第38号 1. 人員に関する基準 2. 設備に関する基準 3. 運営に関する基準
訪問介護利用者負担額減額申請	・板橋区介護保険法施行時における訪問介護利用者に対する助成事業及び高齢者訪問介護利用者負担金助成事業運営要綱 ・板橋区障害者ホームヘルプ利用者に対する助成事業運営要綱	2日	1. 住民税非課税世帯(区制度) 2. 生計中心者が所得税非課税(区制度以外の制度)
訪問介護利用者負担額減額認定証等再交付申請	・板橋区介護保険法施行時における訪問介護利用者に対する助成事業及び高齢者訪問介護利用者負担金助成事業運営要綱 ・板橋区障害者ホームヘルプ利用者に対する助成事業運営要綱	2日	既に訪問介護減額認定証の交付をうけていること
訪問介護利用者負担額差額支給申請	・板橋区介護保険法施行時における訪問介護利用者に対する助成事業及び高齢者訪問介護利用者負担金助成事業運営要綱 ・板橋区障害者ホームヘルプ利用者に対する助成事業運営要綱	約1か月	やむをえない理由で訪問介護利用者負担額減額認定証を事業者に提示できなかったために利用者負担を1割で支払った場合  *やむをえない理由 ・遡って減額認定された場合において、既に利用者が、事業者へ減額されていない利用者負担額を支払っていた場合 ・減額認定者であるが、郵送事故等による減額認定証の未着のため減額認定証を事業者へ提示することができず、減額されていない利用者負担を支払った場合
生計困難者に対する利用者負担額軽減対象確認申請	・板橋区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業及び介護保険サービス事業者による生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱	2日	1. 住民税世帯非課税 2. 世帯の年間収入が基準収入額(1人世帯で140万円。世帯員が1人増える毎に60万円を加えた額)以下であること 3. 世帯の預貯金額が基準貯蓄額(1人世帯で120万円。世帯員が1人増える毎に50万円を加えた額)以下であること 4. 介護保険料を滞納していないこと
生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証等再交付申請	・板橋区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業及び介護保険サービス事業者による生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱	2日	既に生計困難軽減確認証の交付をうけていること

# 行政処分・申請等の標準処理期間

平成 29 年 10 月 6 日

健康生きがい部介護保険課

(注) 郵送で行われるものについては、郵送期間は含みません。

行政処分・申請等の名称	適用法令	標準処理期	審査基準
生計困難者に対する利用者負担額軽減申出(事業者)	・板橋区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業及び介護保険サービス事業者による生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱	1日	
板橋区暫定サービス利用者負担助成費支給申請(1)(2)	・板橋区介護保険暫定サービス利用者負担助成要綱	※2 1日	1. 新規の要介護認定等申請者 2. 暫定サービスを利用した者で訪問調査前に死亡した者の相続人代表者または暫定サービスを利用した者で要介護認定・要支援認定等結果通知により在宅で受けられる費用の限度額を超えた者及び非該当の者 3. 第1号被保険者については、所得段階保険料が第3段階以下の者、第2号被保険者については、住民税本人非課税の者 4. 支払方法の変更又は保険給付の一時差止の給付制限を受けていない者及び生活保護を受けていない者
板橋区応急福祉資金貸付金[住宅改修費等資金]貸付申込兼償還委任	・板橋区応急福祉資金貸付金[住宅改修費等]貸付要綱	※2 1日	1. 住宅改修費・福祉用具購入費・高額介護サービス費の支給が見込まれる場合 2. 介護保険料の滞納により支払方法の変更の給付制限を受けていないこと 3. 介護保険料の滞納により保険給付の一時差止の給付制限を受けていないこと
介護保険要介護認定・要支援認定申請	・介護保険法第27条及び第32条	30日	
介護保険要介護更新認定・要支援更新認定申請	・介護保険法第28条及び第33条	30日	
介護保険要介護認定変更申請	・介護保険法第29条	30日	

※1 本人への通知は、申請があった月又は介護保険料の賦課決定した月の翌月下旬になります。

※2 口座に振り込まれるまでには、さらに7日～10日かかります。